

鈴鹿市告示第198号

鈴鹿市電子契約実施要綱を次のように定める。

令和8年9月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電子契約に関し、鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 電子契約書により締結する契約をいう。
- (2) 電子契約書 契約の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 電子契約サービス 市長及び契約の相手方（以下「契約者」という。）の指示に基づき、電子署名により電子契約の締結を行う事業者署名型電子署名サービスをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(電子契約の範囲)

第3条 市長は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用し、電子契約を締結することができる。

- (1) 書面で行うことが法令等において定められている契約
- (2) 契約者の意向により書面で行う契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められるもの

(運用管理者)

第4条 電子契約サービスを適正に運用し、及び管理するため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、技術監理部技術監理契約課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。

（2） 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずること。

（3） 電子契約サービスを効率的に運用すること。

（3） 前3号に掲げるもののほか、電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

（承認者）

第5条 課等に承認者（電子契約サービスにより電子署名を付与する責任者をいう。以下同じ。）を置き、当該課等の長をもってこれを充てる。

（契約者の承諾等）

第6条 市長は、電子契約サービスを利用した電子契約を締結しようとするときは、契約者の承諾を得なければならない。

2 契約者は、前項の承諾をする場合は、市長が指定する期日までに、電子契約サービス利用意向確認書兼電子メールアドレス確認書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により承諾をしたものは、その承諾を撤回するときには、電子契約サービス利用撤回申出書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、電子契約サービスの障害、通信障害によるネットワーク障害、その他市長がやむを得ないと認めるときは、電子契約を中止し、書面による契約に変更することができる。この場合において、変更することにより生じる費用は、契約者が負担する。

（電子契約書等のアップロード）

第7条 電子契約書及び関係書類一式の電磁的記録（以下「電子契約書等」という。）は、電子契約サービスにアップロードするものとする。

（電子署名の付与）

第8条 電子契約書等に電子署名を付与する順序は、契約者、承認者の順とする。

（電子契約書の保存）

第9条 電子契約書の正本は、電子契約サービスに保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードした電子契約書の複製を保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(事故等の報告)

第10条 承認者は、電子契約サービスの不正な利用若しくはそのおそれがあると認められる場合又は障害を発見した場合には、直ちに運用管理者に報告し、その指示に従うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のために必要な様式その他電子契約に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。